

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成30年7月25日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「阿南市長生町の産業廃棄物の不法投棄に関する県が保有する書類全部（保健福祉環境部阿南、環境指導課、環境管理課）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成30年8月8日、実施機関は、本件請求に対して「当該公文書を保有しておらず、文書が存在しない」として「当該公文書が不存である」として公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

平成30年8月13日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

### 4 諮問

平成31年4月1日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

あるべき書類がない為

### 2 審査請求の理由

県は、過去40年前の産業廃棄物に関する（県内最大）産パイ場である。それらの指導した書類がないため。

## 第4 実施機関の説明要旨

(1) 平成30年7月25日付けで審査請求人から出された「阿南市長生町の産業廃

棄物の不法投棄に関する県が保有する書類全部」の公文書公開請求に対し、実施機関は対象公文書を「環境指導課が保有する、審査請求人が公文書公開請求書に添付した阿南市長生町の住宅地図の写しにおいて明示した範囲における、産業廃棄物の不法投棄事案に関して指導した内容の記録又は報告等を行うために作成した書類」と特定した上で、当該公文書については、現に作成し、又は取得していないため、本件処分を行ったものである。

- (2) まず、徳島県行政組織規則（昭和42年徳島県規則第15号）において、総合県民局保健福祉環境部の分掌事務の中に局内の「廃棄物の適正処理その他の廃棄物対策に関すること」が規定され、阿南市、那賀郡及び海部郡における産業廃棄物の適正処分に係る指導業務は、南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎（以下「保健福祉環境部（阿南）」という。）が行うものとなっており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づく指導権限は保健福祉環境部（阿南）が有しているため、環境指導課においては、阿南市における産業廃棄物の不法投棄事案に係る法の施行は行っておらず、管轄外の施行事務の対象となる案件につき、特段、文書の作成を行っていない。
- (3) 確かに、環境指導課の分掌事務としては「法の施行に関すること」と規定されており、環境指導課は、法の制度所管課として保健福祉環境部（阿南）から協議を求められる場合もある。
- (4) しかしながら、当該箇所に関する産業廃棄物の不法投棄事案について、環境指導課は保健福祉環境部（阿南）から協議を受けていないため、協議文書の取得又は協議内容についての報告書の作成は行っていない。
- (5) 審査請求人は、環境指導課が保健福祉環境部（阿南）との協議等の際に文書を作成し、又は取得したのではないかとの推測を立て、その保有する公文書を公開していないと思料しているものと考えられるが、上述のとおり、そうした事実はないことから、環境指導課はこの件に関して文書を作成し、又は取得もしていない。
- (6) 以上により、実施機関は本件請求に係る公文書を保有しておらず、文書が不存在であるため、条例第7条第2号の規定により公開請求を拒否したものである。

## 第5 審査請求人の反論要旨

指導した実施機関と特定した中で「阿南市長生町の産業廃棄物」に対して（不法投棄）に関する請求であり、それら関係書類が無いのは到底納得できないと主張する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成31年3月29日	諮問

令和5年11月30日 第2部会（第6回）	審議
令和6年1月16日 第2部会（第7回）	審議

## 第7 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 当該公文書について

本件請求について、実施機関は、これを環境指導課が保有する、審査請求人が公文書公開請求書に添付した阿南市長生町の住宅地図の写しにおいて明示した範囲（以下「当該範囲」という。）における、産業廃棄物の不法投棄事案に関して指導した内容の記録又は報告等を行うために作成した書類と特定した。審査請求人は請求書にて、「阿南市長生町の産業廃棄物の不法投棄に関する県が保有する書類全部」と記載しており、請求対象文書の特定に争いはない。

実施機関は当該公文書について、現に作成し、又は取得していないと主張している。以下、当該公文書の保有の有無について検討する。

### 2 当該公文書の保有の有無について

徳島県の組織・権限に関する規定等を確認したところ、環境指導課が所掌している事務に、法の施行に関することはあるが、廃棄物の適正処理その他の廃棄物対策に関する事務は規定されていない。当該範囲に係る当該事務を所掌するのは保健福祉環境部（阿南）である。ただし、環境指導課は法の制度所管課であることから、法の施行に関する事務について、保健福祉環境部（阿南）の協議や検討等に関与する可能性はある。

環境指導課は弁明書にて、当該箇所に関する産業廃棄物の不法投棄事案について、環境指導課は保健福祉環境部（阿南）から協議を受けていないため、協議文書の取得又は協議内容についての報告書の作成は行っていないと主張している。

実施機関は保健福祉環境部（阿南）からの協議がない場合においても、制度所管課として直接対応すべき事情がある場合には何らかの対応をする可能性もあるが、そのような特段の事情は認められない。

以上を踏まえると、当該公文書を保有していないとする実施機関の主張に特に不合理な点は認められない。

### 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
榎本 久実	税理士	